一般社団法人日本ゴールボール協会

理事選出規程

（総則）

第１条　本規程は、一般社団法人日本ゴールボール協会（以下「当協会」）定款第２４条第１項の規定に基づき、次期理事を選出する事項を定める。

２　次期理事選出は、新任候補の提示とともに、正会員からの立候補を図り、正会員の選挙により選出する。

３　理事選挙には、選挙管理委員会（以下「選管」）を置き、選管が執行する。

４　選管規程は、別にこれを定める。

（選挙権・被選挙権）

第２条　理事の選挙権・被選挙権は、選挙実施対象年度の　　正会員登録の済んでいる者が有する。

２　選出する理事定数は、当協会定款第２３条一．の規定に基づき、現理事会により決定された定数とする。

（被選挙権者）

第３条　被選挙権者は、別に定める届出用紙に、所定の事項を記入し、選管が定める期日までに届け出なければならない。

２　立候補による被選挙権者は、選挙実施対象年度の前年度10月30日までに、登録の済んでいる正会員6名以上の推薦を受けなければならない。

（公示）

第４条　選管は、投票締切りの10日前までに、被選挙権者一覧表を作成し、有権者に配布する。

（選挙日）

第５条　選挙は、現任理事任期満了年度の決算総会日までに実施する。

（選挙方法）

第６条　選挙は、無記名による被選挙権者への信任及び不信任の投票とする。

２　所定の投票用紙を用いていないものは、無効とする。

３　投票用紙に立候補者氏名横枠に〇を記入し、〇以外の印については無効とする。

（当選者）

第７条　投票者数の過半数を獲得した者を当選とする。

２　当選者は、選管の承認を経て、会長が会員に報告する。

３　理事定数最下位の者が、投票数同数の場合は、次により当選とする。

(1) 法人化（２０１７年４月１日）後、当協会在籍年数の順による。

(2) (1)が等しい場合は、年長順による。

(3) (1)(2)が等しい場合は、抽選による。

４　理事定数に満たない場合の対応は、新任理事により別途協議する。

（疑義申立）

第８条　選挙結果に疑義のある者は、選管に対し異議を申し立てることができる。

２　異議申し立ての期間は、新理事氏名公表後一週間以内とする。

（その他）

第９条　この規程の改正は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附則)

この規程は、2020年　７月１日から施行する。